

を二の湯とす、湯入の客の宿する家二十坊あり、寺にはあらずといへども、坊の名あり、其内一の湯に十坊、二の湯に十坊有、御所坊は秀吉公入湯し給ふときの御宿なるゆへ名付とかや、湯を守るものは皆女なり、湯女と云、湯浴の人をよび湯の出入をつかさどる、一坊に老若二人あり、廿坊に凡四十人あり、

〔攝津名所圖會有馬郡〕有馬温泉 湯山町の中間にあり、京師より十四里、大坂より九里、浴室一字湯槽の深サ三尺八寸、横の廣サ壹丈貳尺五寸、豎の長サ貳丈壹尺、底は鋪石にして、其石の間々に竹筒を挟む、其中より沸泉す、味鹹して潮水の如し、室内を中分にして、南向を一之湯といひ、北向を二之湯といふ、略中

當山藥師佛の十二神將を表して、十二坊あり、後世温泉繁昌し、八坊を加て今廿坊となれり、みな二階三階造りにして入湯の旅客を泊る、これより以外の民屋旅客を止る家七十餘軒あり、これを小宿といふ、二十坊の家毎に二婢あり、一人を大湯女と稱し、都てこれを薩々と呼ぶ、一人は十三四才より十八九歳までの若婦、美顔を撰んで紅粉を施し、容色を莊る、これを小湯女といふ、その家々に名を定て代々に傳ふ、これを通り名といふ、二婢共に入浴の旅客に隨從して、入湯の時刻をまらせ、浴衣を肩にかけて案内し、衣類を預りなどして、侍女の如くす、あるひは酒宴の席に出て歌を諷ふ、これを有馬節といふ、鄙びたる調子うち上て諷ふさま、古雅にして殊勝に覺へ侍る、

〔萬葉集三挽歌〕七年乙亥、大伴坂上郎女悲歎、尼理願死去、作歌一首并短歌、略

右新羅國尼曰理願也、遠感王德、歸化聖朝、於時寄住大納言大將軍大伴卿家、既運數紀焉、惟以天平七年乙亥、忽沈運病、既趣泉界、於是大家石川命婦、依餌藥事、往有間温泉、而不會此哀、但郎女獨葬、送屍柩、既訖、仍作此歌贈入温泉、